

第16回野田市公式インスタグラムフォトコンテスト「#いいね野田2026」実施要領

(趣旨)

第1条

この要領は、本市の魅力を広く画像で発信し、シティセールスを推進するために行う、野田市公式インスタグラムフォトコンテスト「#いいね野田2026」(以下「フォトコンテスト」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条

フォトコンテストは、スマートフォン向け写真共有アプリケーションのInstagramを用いて実施するものとする。

(募集作品)

第3条

フォトコンテストのテーマは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ハッシュタグ「#いいね野田2026」をつけ、野田市内で撮影した写真(※今年のものに限らない)

(投稿期間)

第4条

フォトコンテストの実施期間は、令和8年6月15日(月)から令和9年1月29日(金)までとする。

(応募方法)

第5条

フォトコンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、画像をInstagramに投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得したInstagramのアカウントを公開していること。
- (2) Instagram野田市公式アカウント(@nodashi_official)をフォローしていること。
- (3) 投稿する画像がInstagram野田市公式アカウント運用方針の注意事項の内容に該当しないこと。
- (4) ハッシュタグ「#いいね野田2026」を付けて投稿していること。

- (5) キャプションに「タイトル・撮影場所」を記入のうえで投稿していること。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグを入力することは差し支えない。

(投稿の制限等)

第6条

- (1) 応募者の投稿は応募者自身が撮影した写真に限るものとする。
- (2) 投稿する画像は、令和8年以前に撮影されたものも投稿することができる。
- (3) 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿することができる。
- (4) 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更、合成などの加工を施して投稿することができる。
- (5) 組写真の場合は1枚目を応募写真とする。

(費用の負担)

第7条

画像を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(選定方法)

第8条

- (1) 第5条及び第6条の要件を満たす投稿の中から、野田市PR推進室の職員と、東京理科大学野田キャンパス写真部が厳正なる審査を行い、1点選定し「グランプリ作品」、5点選定し「入賞作品」とする。なお、受賞は1人1作品とする。
前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
- (2) 選定された6作品は受賞者作品として野田市公式インスタグラム・野田市HPへ掲載するものとする。
- (3) 第5条及び第6条の要件を満たしていない投稿は、選定の対象外とする。

第9条

市は、Instagramのメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。

(受賞者の公表)

第10条

市は、受賞者が決定した後、投稿された画像を市ホームページにおいて公表するものとする。

また受賞者の公表にあたり、アカウント名や作品名を明記することができるものとし、応募者はその旨同意したものとする。

(著作権等)

第 11 条

(1) 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、野田市は投稿された画像を必要に応じてトリミングの補正を行った後、市ホームページ、野田市公式 Instagram アカウント、野田市公式 Facebook ページ、広報紙、市が発行する印刷物、制作物、市が関与するイベントでの展示等で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。

(2) 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、市は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第 12 条

市は、フォトコンテストが第 1 条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(庶務)

第 13 条

フォトコンテストの実施に係る事務は、PR 推進室において行う。

(その他)

第 14 条

(1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日等)

この要領は、令和 8 年 6 月 15 日（月）から施行する。